

カール・A・ウィットフォーゲル著

『東洋的デスポティズム——全體主義國家權力(トータル・パワー)の比較研究』

Karl A. Wittfogel, *Oriental Despotism, A Comparative Study of Total Power*, Yale University Press, New Haven, 1957, pp. xx+556.

中川 學

二大勢力の接点にあって日本が自立への道を模索しつつある今日、わが國をめぐる各文化圏を世界史の總過程の中に正しく位置づけることが求められている。しかも、より良い生活秩序の建設過程におこる諸問題にはその民族独自の歴史的背景がよこたわっているため、歴史的諸局面の展開にその民族特有の色調をあたえる文化傳統または社會經濟秩序の基調をつかむことが大きな意義をおびてくる。そのような特徴把握のための世界的規模における手がかりとしてまず想起されるものは、東洋と西洋との異同、という多くの先學によりたえず問題とされまたそれだけに複雑な意味内容をふくむ視角であろう。しかし、

ヘーゲルやウェーバーのごとく自由や近代資本制の合理主義が西洋にのみ發達して東洋には發現しなかつたと考ふる西洋人の傳統的東洋觀、いかえれば價値と比較の規準を西洋におく姿勢は、その後のゆたかな實證研究の成果にもかかわらずやはり根づよく残っているようである。ウィットフォーゲル氏の近著「東洋的デスポティズム」はこの點を浮彫りにしてみせているといえよう。

本書は、東洋と西洋というまったく異なる二つの範疇の複線的構造において世界史の總過程をとらえる試みである。學說史的にいえば、アジア諸國の國家形態を特徴づける水利事業と強大な收奪力についてのアダム・スミスの着眼、ヨーロッパ封建制とアジア的國家形態とを同一視してはならぬとするジェイムズ・ミルの指摘、さらにそれを一般化して東洋的社會と定義したジョン・スチュアート・ミル、同じくアジア的社會と命名したリチャード・ジョーンズ等、古典派經濟學者たちの先驅的着想(三七二—三頁)に根ざしつつそれを別個的方法的體系のもとに繼承發展させたマルクス、エンゲルス、レーニンのおかげで、歴史發展の單線的繼起的段階としてではなく、東洋的社會のみに固有の特殊な生産様式として受けとめるのである。そして内容的にいえば、東洋的社會はその乾燥ないし半乾燥の地理的環境のゆえに灌漑治水工事を營まねば農業經濟を存立させ得ず、しかもその工事が大規模であるため國家の管理指導を必要とし集權的專制に絶好の發生基盤を用意するのであり、かくして形

成された農業管理者的な東洋的デスポティズムの支配する社會を一般に「水利社會」(“Hydraulic society”)と名づけ、これに對して西洋は必要十分な降雨に恵まれて分權的體制を發展させた、と論じているのである。

したがって、このような複線の史觀をとる著者は歴史解釋における一切の單線の圖式をしりぞける。すなわち、自由に向つて(ヘーゲル)、普遍的調和に向つて(フリーエ)、正義と合理的社會に向つて(コント)、あるいは全體の幸福に向つて(スペンサー)全人類の歴史が一義的に進行すると論じた十九世紀の單線の史觀を、ウィットフォール氏は、東西兩洋の差異を無視する謬見であると考へ(三七〇頁)、それらにもまして莫大な影響力をもつ現代マルクス・レーニン主義の單線の史觀に對しては本書の全體をあげて駁論する。そこにおける著者の姿勢を挑戰的ならしめるものは、轉換期にある東洋の諸民族がマルキシズムの公式に盲從して自己の特殊「アジア的」過去を「封建的」體制と誤解することにより、自由主義陣營から離れようとしていると彼が考へる、その彼の危機意識にはかならない。

そのような現代アジアの動向に對しては、彼の危機意識は、したがって、當然本書の敘述の中に多くの政治的發言をふくませることになる。それは、西洋的價值視角からそれとの對比において東洋を類型的に把握する彼の方法的立場と不可分の關係にあるのであるが、この小稿では、アジア的(生産)様式を特殊な生産様式とみなす範疇的把握の方法に於いて著者の論點の概要を紹介することにとどめ、なお紙幅が許せば著者従来の諸

研究における「東洋的社會」(“Oriental society”)の概念と近著の「水利社會」(“Hydraulic society”)の概念との異同を瞥見しつつ若干の感想を記すことにした。

二

まず各章のタイトルは——「序論」「第一章・水利社會の自然環境」「第二章・水利經濟——管理者の且つ純政治的經濟」「第三章・社會よりも強大な國家」「第四章・專制的權力——全體的且つ無慈悲」「第五章・全面的恐怖——全面的服従——全面的孤獨」「第六章・水利社會の中核、邊境、亞邊境」「第七章・水利社會における私有財産の複合度」「第八章・水利社會の諸階級」「第九章・アジア的生產様式の理論の興亡」「第十章・轉換期の東洋的社會」——以上である。このうち第五章までは、いわば、水利社會と東洋的デスポティズムの構造分析への一次的接近でありトータル・パワリーの原理論にあたる。しかもそれは西洋との比較においてなされるので、まずその原理を概観したのち、西洋がいかに比較の規準となつてゐるかを整理してみよう。

採集・狩獵・漁撈・牧畜の原始的生活秩序から農耕社會への移行の歴史的選擇は、著者によれば、自由であつて必然ではない。しかし一旦農業を採用するや、それが給水源をもつ乾燥・半乾燥の地理的環境でなされる場合には、水利社會の形成をみる。そこでは降雨が過少または一時的に過多となるため農業生産は灌漑治水工事によりはじめて可能となり、しかも水の大量の集合性に伴う特殊の技術的理由からこの工事は大規模となら

るを得ず必然的に水利(大規模灌漑)農耕 (Hydraulic agri-culture) をもたらすのである(第一章)。

灌漑・治水の相互補完の大工事における労働は資材・道具・食糧の調達等分業によりつつ給水源の規模に應じた協業を必要とする。その統合者として出現するデスポットの管理者的且つ純政治的指導のもとに、水利經濟の生産的装置(運河、水道、貯水池、堰堤、灌漑用溝)や防護的装置(放水路、堤防)等が建設されるのみならず、その作業方法を應用して非水利的な城壁、保壘、國道、宮殿、首都、墳墓、寺院等も建築される(第二章)。

これら諸活動のための収入を國家の強大な收奪力が確保する。人口調査と情報通信網の國家管理により人民把握を強化したデスポットは、重税・沒收によって人民の富を收奪し且つ分割相續法を貫徹して世襲的財産蓄積を封じ、民間勢力の反國家活動の經濟的基盤を根絶し去り、有力な宗教をも從屬せしめると共に屢々神政により權威の絶對化をはかりつつ、いかなる社會的勢力にもまさる強大な國家權力を掌握してゆくのである(第三章)。

しかしデスポットへの絶對權力の無制約的累積傾向は「行政的収益遞減の法則」(The Law of Diminishing Administrative Returns)によりやや緩和される。すなわちある限界をこえての國家干渉はむしろ人民の生産意欲を減退させ行政的収益の遞減をきたすので、國家は管理活動をさし控え家族・村落・ギルド・宗教團體等に若干の自治を許す。とはいえそれとて

政治的には無力な「Beggars' Democracy」にすぎず、管理・消費・法律の全領域で支配者の利益を優先し、慈善的施政であるかのごとく一方的に宣傳しながら東洋的デスポティズムはその壓政をつらぬくのである(第四章)。

刑罰による全面的恐怖政治はまた長上への從順と支配者への平伏叩頭のごとき全面的服従を要求し、庶民も官吏もそしてデスポットまでも身の安全のために他人を信用せず全面的孤獨におおわれることとなる(第五章)。

以上が東洋的デスポティズムの一次的原理である。しかしこのような諸特徴の認識を可能ならしめたものは、著者の生活している西洋社會の對照的諸條件にはかならない。

すなわち濕潤な地理的環境にある西洋は天水農耕(Rainfall agriculture)を發達させ、灌漑の必要な場合でも局部的な小規模灌漑農耕(Hydroagriculture)で十分である。勿論ポー平野やネーデルランドにおけるがごとく大水利工事も行われはしたが專制的水利國家は形成されなかつた(第一章)。産業の國家管理も古典ギリシアや重商主義ヨーロッパでは行われず、中世における農業・建設業・大工場の管理は領地的莊園的規模にとどまつたのであり、全國的規模で賦役労働を隨時徴發しつつ農業の水利工部門と工業の建設・探礦・大工場各部門とを直接管理した水利國家とは著しい相違である(第二章)。逆にいえば西洋では民間勢力が強いわけで、近代以前には長子限定相續法のため世襲的に財産を蓄積し得た有産階級や教會・ギルド等が政府を牽制したのである(第三、四章)。また武器の國

家統制や國家的規模での徴兵・兵法研究は數と統一性を誇る水利社會の軍隊に特有であり、中世騎士はその士氣と個人技を誇る(第三章)。人間性の完全疎外は西洋にはみられず、世俗的支配者への平伏叩頭など言語道斷である。投獄された場合、司馬選は血縁者からの辯護をも得られなかったがソクラテスは友情と尊敬につつまれていたのである(第五章)。

これにより明らかなく、著者のいわゆる水利社會(東洋的社會)の概念は西洋的社會の完全な反對概念または極限概念として構想されているのであって、東西兩洋社會を特殊化的に把握するその視角は經濟學に對する批判の面にも一貫している。たとえば水利農業には分業・協業による大規模灌漑治水工事がふくまれることを強調する著者は、農業に分業・協業はないと考える經濟學者たち(スミス、ミル、マルクス、セリグマン、マーシャル)の見解が西洋的天水農耕の諸條件の反映であつてそのかぎりでは正しくても水利農業には適用できないと批判する(第二章二頁)。そして同一性格の批判、いいかえれば西洋的諸條件から歸結された經濟學的社會學的諸概念を全然別の次元に屬する東洋的諸條件に無限定的に適用してはならないという意味の批判が、實は、東洋的デスポティズムの構造分析への二次的接近ともいえる本書後半部において私有財産と階級との概念を中心に展開されるのである。それにより水利社會という範疇概念は一層強化されるのであるが、西洋に對しては一特殊型に綜括されるこの社會類型も、それ自體としてみれば種々のサブタイプから成りたつてゐるわけである。

そこで水利社會に屬する個々の國をその制度的個性または地域差に應じて分類せねばならなくなる。ところが上來みてきたごとき構造をもつ東洋的デスポティズムの國家權力は、なによりもまず水利的農業經濟とそれを實現する大規模治水灌漑工事の國家管理とにもつづくものであった。それゆゑ個々の水利社會の制度的特質は、まず權力基盤としての水利農耕地がその國の全農耕地の中でしめる割合によつて規定される。すなわち生産性を強化された水利農耕地が全農耕地の半分以上をしめて經濟的に絶對的優位となる場合と、その割合が半分以上であつても經濟的に相對的優位を確保する場合は、ともに水利社會の「Compact」型と考えられる。これに對し水利農耕地が面積と産出高とにおいて爾餘の農耕地に劣るにもかかわらず權力基盤として組織的優位をしめる場合は、「Loose」型に分類される。さらにこれら兩型は、貫流する一本の川に連續的な堤防・灌漑工事の單一システムが形成される場合(「I」)と、運河では連結できぬほど離れて流れる數本の川に不連續的水利システムが形成される場合(「II」)とに小分類される。かくして水利社會の「中核」(「Core」)はつぎのように分けられる。

「Compact I」(古代沿岸ヘルの小都市國家、アエプロ、ファラオ時代のエジプト)。「Compact II」(古代低地メソポタミア、統一前の秦)。「Loose I」(古代中國の齊・周、統一時代の中國、インド、古代アッシリア、バビロニア、アルメニア朝ペルシア、アラブのカリフ帝國、オスマントルコ、インカ、チャガ)。「Loose II」(東アフリカのスク、ニューメキシコのズ

ニ、土着ハワイ族、古代メキシコの領域諸國家)。この「中核」(“Core”)の濕潤な縁邊に水利社會の「邊境」(“Margin”)がある。その第一の型は若干の水利工事を營む遠とマヤ、第二の型は水利活動を全然行わないピザンツとモスコウ公國ロシアであり、ともに東洋的デスポティズムの組織力・收奪力・官僚制だけを特徴とする。このように水利活動なしに東洋的デスポティズムが發達し得たのは文化接觸・融合によるものであり、特に水利活動も行わず濕潤な縁邊からも離れて孤立するロシアへはそれが蒙古人征服者によって傳播されたことを著者は文化人類學の傳播理論を援用して論證するのである。つぎに、組織や收奪のデスポティズム的手法をも缺きながら水利的國家權力の個別的様相(灌溉、服従の象徴としての平伏叩頭)をしめす地域が水利社會の「亞邊境」(“Submargin”)であり(先史時代のギリシア、初期ローマ、キエフ時代のロシア、日本)、西洋的社會への近似性の方が強い。さて、「中核」地域では支配者の水利的關心の遞減とともに國家權力が衰えて反亂と王朝革命の成功する場合がある。しかしそれにもかかわらず實際にはデスポティズム體制が復活するのであって、その根本的理由は水利農業への依存とその政府管理を必要ならしめる地理的環境とが不變であるという事實により説明される。しかるに「邊境」と「亞邊境」の兩地域では、元來水利工事への國家管理の必要から發生した東洋的デスポティズムが水利基盤をもたずに存立し得るのである。いかえれば水利工事の國家管理は、水利社會の「中核」の形成に際しては決定的役割を果たしたが、「邊境」

「亞邊境」の形成を説明するものではあり得ず、さらに水利社會一般を存續させる決定的要因でもない(二二七頁)ということになるのである(第六章)。

しかも國家管理の大水利工事は、たとえ中核的水利社會の形成における「基本的要因」(第十章四一四頁)であっても、西洋にもみられる(第一章既述)のであるから水利社會のみに固有の「特殊的要因」ではない(四一四頁)。逆にいえばひとたび形成された東洋的デスポティズムは、それが水利工事という始發的非特殊的契機から一應解放された自己完結體としての運動法則を確立するにおよんではじめて「邊境」への傳播も能動の側からは可能となり、水利社會一般における停滯的自己永續性の貫徹をも期待し得ることとなる。水利社會の「基本的要因」であると同時に「特殊的要因」でもあるそのような自己完結體がすなわち抽象的にいえば「農業管理者的デスポティズム」(Agronomanerial despotism)であり(四一四頁)具體的にいえば農業管理者的官僚制であって、それが内部的力によって顛覆され得ないことは、私有財産のありかたと階級構造とを規定する絶対的國家權力特有の求心的運動法則によって説明される。

まず水利社會において私有財産の蓄積に最も有利な地位をしめる者は剩餘生産物の大部分を收奪するデスポットに直結した支配階級成員であり、國家權力にもとづくこの官僚的私有財産の積極的投資運用により官僚資本制(Bureaucratic Capitalism)と官僚地主制(Bureaucratic Landlordism)が優勢にな

る。しかし官僚的支配階級に屬さない獨立の私有財産勢力も存在するから、動産・不動産兩部門におけるその發達の度合にしたがって私有財産のありかたはつぎの三類型に分類される。第一は「單純」(“Simple”)型で私有財産は政治的權力者だけに認められ、部族型(“Simple I”・フエプロ、チャガ)と國家型(“Simple II”・ンワイ、インカ、シュメール、フアラオ・エジプト、春秋時代までの中國)とに分類される。第二は「半複合」(“Semicomplex”)型で獨立の私有財産勢力が動産部門たる商工業に發達する(インド、メソポタミア、ペルシア、ヘレニズム・ローマ・イスラム・マムルーク各時代の近東、オスマントルコ、マヤ、征服前メキシコ、戰國時代と南北朝・隋・初唐時代の中國)。なお「單純」型から「半複合」型への移行は水利的に“Loose”なインド・中國では比較的はやく行われ“Compact”なメソポタミア・エジプトでは著しくおくれた。第三は「複合」(“Complex”)型で私有財産に加えて不動産部門の私的土地所有も有力となる(右以外の全統一時代の中國)。このように、一面、例外的とはいへ私的土地所有の發達と、他面、國家が多くの水利社會で大部分の土地を規制し中國でも作付穀物を指定するなど管理者的地位を保持した事實とから、水利國家は土地の最高の「所有者」ではなく「管理者」というべきであり、この農業管理者的デスポティズムのもとで私有財産は重税・沒收・分割相續法により政治的權力基盤となることを阻止され“Beggars' Property”たるにとどまる。しかも「利得財産」(Revenue Property)としての水利的私有財産は、

官僚であることによつて最も確實に保障される以上、そのような利得を生む官僚制を顛覆する内部的力とはなり得ないのである(第七章)。

このように東洋的デスポティズムを農業管理者的官僚制の相において別出する著者の方法はその複線的史觀と表裏をなすつ國家と階級に關する新見解を學說批判的にうちだしてゆく。まず國家は、公務に割當てられる時間を尺度として、フル・タイムの專業官僚による統治形態であると定義され、パート・タイムの兼業役人の統治する部族型政府と對比される(第七章二三九頁)。そしてこの見解は、私有財産勢力を壓迫し微弱ならしめる水利國家には、有産階級の利益機關としての國家という西洋的概念は妥當しない、との批判に出發するものであった。

階級についても同様で、アダム・スミスにおいては年總生産の三大部門(地代・勞働・利潤)に對應する三大階級が社會の基本的階級であり政府はそれらからの租稅收入に依存する二次的階級にすぎなかつたが、そのような近代西洋的階級概念を有産階級が微弱で國家が絶對的に強大な水利社會に全面的に適用してはならぬと批判する著者は、國家權力への關係をもつて水利社會における階級の決定規準とする。そこでの基本的階級は統治階級と被統治階級なのである。内部的序列は、統治階級(統治者・側近・高級官吏・下役、およびそれらに寄生する外戚・家族等、また官僚的郷紳・國家試験合格者・政府代理人等、さらに從屬國の王公・サトラップ等)では權力ヒエラルキーにおける地位により、被統治階級(農・工・商の庶民、奴隸)

では私有財産によってきまる。つきに階級闘争は、社会的に同質の諸個人の比較的大きな集團としての階級の間におこる社会的對立を解決する手段であり大衆行動を不可缺とするとき、水利社會では大衆行動なき社会的對立がみられるにすぎない。統治階級内部では、下役は實務の面で役得に浴しても刑罰體系が高級官吏に有利にできているので從屬的地位を脱し得ず、この高級官吏の權力を弱めその權力の世襲の固定を防ぐためにデスポットは局外者(僧侶・塞外民貴族)または最下層出身者(宦官・奴隸官吏)を人臣最高の位につける。被統治階級内部では、農民は共同體成員として個人差の少ない微弱な經濟力しかもたぬため高利貸商人と關係する機會は稀であり、また大部分の土地が國家の規制下にあるので小作農對地主の對立も少ない。これら二大階級の間では、私的土地所有の異常に發達した中國に限りしかも王朝末期にのみ農民對國家の對立が階級闘争の様相をおびるが、一般に水利社會の庶民は國家との接觸を回避して苛斂誅求にも抵抗せずわずかに諸申告をいつわったり監督の目をぬすんで賦役を怠ったりする程度にとどまるから、著者によれば、全人類の歴史が階級闘争の歴史であるとはいえない。總じて統治階級はその最下位の成員といえども被統治階級に對して一方的優位をしめるため、そこにおける對立もその獨占的利益を生む「獨占官僚制」(“Monopoly Bureaucracy”)を顛覆する内部的力とはなり得ない(第八章)。

したがって自己永續的水利社會には内部的力による發展的變化(Developmental change)は期待し得ず、外部的力による

飛躍的變化(Divergent change)によってのみ別の新しいタイプの社會へ移行できるのである(第六、十章)。ところでその外部的力とは何かといえは、東洋的デスポティズムの二次的構造分析でもつぎのごとく水利社會の對極に用意されてある西洋社會からの働きかけにはかならない。

水利社會の「利得財産」(Revenue Property)とは反對に西洋の私有財産は政治的指導權を生む「權力財産」(Power Property)であり(第七章)、封建的貴族地主も職人・商人もその經濟的實力によって自律的に昇進したのである。その逆に水利社會における社会的昇進はデスポットの側から實力ではなく從順を資格として他律的に實現されたのである(第八章)。そして契約による限定的奉仕・從士制・授封などを特徴とする封建制度は、大莊園的天水農耕を發達させたヨーロッパと集約的小規模灌漑農耕を營んだ日本とにのみ固有の「基本的」且つ「特殊的要因」である。實にこの體制だけが跛行的權力核をいくつか有する絶対主義體制を経て近代分權的工業社會に移行し、第二次産業革命期の現代では“Big Government”、“Big Business”、“Big Agriculture”、“Big Labor”の四大勢力が相互牽制的に均衡する多中心型社會(Multicentered society)を實現している(第十章)。

このような範疇的用意に加えて、工業的先進國が後進國と同じ道をあゆませるといふJ・S・ミルの見解と、西洋の私有財産制や近代的公務員制度などを導入せねばインドのアジア的體制は克服されないというマルクスの主張とを援用しながら、著

者は西洋の近代工業的分権制度を導入せぬかぎり水利社會の農業管理者的デスポティズムは克服できないことを強調する。そこで西洋との關係において轉換期の水利社會を分類すると、第一は全然影響を受けず孤立的に獨立していたタイ、第二は西洋に近接しながら獨立を保ったロシア、第三は完全に植民地化されたインド・インドネシア・メキシコ・ペルー、そして第四は列強の半植民地となった中國・トルコということになるが、近代化を阻止していた植民地主義の清算されつつある今日、インド・インドネシアなど東南アジアの諸民族には本格的な飛躍的變化への道がひらかれている。しかし、その社會民主主義を標榜する指導者たちがマルキシズムの單線的史觀に盲從して自國の「アジア的」過去を「封建的」と誤解しているのは危険だ、と著者は見る(第十章)。

なぜなら、著者は自身の複線的史觀を理論的に基礎づけるために初期のマルクス、エンゲルス、レーニンがアジアを特殊な社會とみなしていたことを強調する一方、そのようにして正常化されたと著者の考える觀點からすれば、その後、マルクスたちは東西兩洋の差異を次第に無視するようになり現代マルキシズムにいたって完全な單線的史觀に變ってしまったからである、とする。まずマルクスは最初「インドにおけるイギリスの支配」「資本制生産に先行する諸形態」等ではインドと中國を「アジア的」、ロシアを「半アジア的」と形容し、そこでの眞の地主は國家であってデスポットと人民との關係は古典的奴隸制や封建制とは異なる總體的奴隸制であると論じていたが、「資

本論」では搾取者を古代Ⅱ奴隸所有主、中世Ⅱ封建地主、近代Ⅱ資本家というように經濟的特權の主たる受益者とみなしながら東洋に關しては單に君主または國家というだけで、彼の知らぬ筈のないJ・S・ミル、R・ジョーンズ、ベルニエールが國家收入の主たる受益者と規定したアジアの官僚を無視するのである。つぎにエンゲルスは「反デューリング論」前半では國家統治階級の二つの起源として社會行政的諸機能を遂行するための強大な政治的權力と私有財産制生産の發展とを指摘し、その各々にもついで社會は異なる發展の道を進み東洋のみが公共機能による權力支配を永續させたと考えるが、同書後半では私有財産のみが國家を生むかのごとく論じて周知の單線的發展段階説をたてる。この傾向は「家族・私有財産・國家の起源」で徹底し東洋的社會は未開社會の中に解消され、階級分化とともに出現する文明社會は私有財産にもとづく階級闘争により單線的に發展するとされるにいたる。さらにレーニンはロシアの社會經濟秩序を「アジア的デスポティズム」または「Aziatechna」と規定し「fundalism」は不適當だとして「kretostnichestvo」という概念を用い、著者にとってはその限りでは正しいが、「ロシアにおける資本主義の發展」ではロシア工業に大きな比重をもつ國營企業に關說せず國家の管理者的側面を無視する。一九〇六年、レーニンは社會民主黨の政權掌握という實踐的課題にこたえるべく土地國有化案をうちだすが、時期尚早を唱えるブレハーノフは國有化が土地と耕作者との國家への附着というアジア的體制を復活させると批判する。この頃からレーニンは

「アジア的」という用語を極力避けて「家父長制的」「前資本制的」という概念を代用しはじめ第一次大戦を機に「アジア的」概念は抹殺される(「帝國主義」「國家と革命」、國家に關する一九一九年の講演)。しかも著者によれば、官僚制・警察・常備軍を不要とする社會主義社會のロシアにおける實現には西洋先進國での革命の成功を必要とする、と考えていたレーニンは、西洋の革命勢力の弱體を露呈するローザ・ルクセンブルグらの暗殺と十月革命後の官僚制の新形成とに直面して「アジア的復活」の悪夢に悩まされた、と解釋される。その後アジア的生產様式の理論はなお右派が固守していたが三一年のレーニングラード討論會議で敗色濃厚となり、大肅清後、スターリンの「辯證法的唯物論と史的唯物論」にいたって原始共有制・奴隸所有制・封建制・資本主義制・社會主義制の五つの繼起的發展段階のみを認める單線的史觀が確立され、アジア的生產様式を特殊な生產様式とみなす見解はソ連では完全に敗走し西洋でも第二次大戦の終了とともに勢力を失ったのである、とする(第九章)。

著者によれば、レーニンを悩ましたアジア的復活のまぼろしは今ヤソ連官僚の獨占的地位・土地の國有化・工業の國家獨占・思想の國家統制など農業管理者的デスポティズムより一層全面的な壓政としての工業管理者的デスポティズムとなつてあらわれている。農業中心の中共は一層完全なアジア的デスポティズムの復活をみており、そこでも工業・思想など全面にわたる國家統制が強行され「總體的國家奴隸制」が支配している、と解される。このような「アジア的復活」にいたるマルキシズ

ムの單線的史觀に盲從し西洋近代的民主經濟の導入を怠つてソ連・中共的統制經濟に傾くことは、轉換期の東洋的諸民族に折角ひらかれた多中心型社會への飛躍的變化の道をとぎすばかりである、という。「自由か奴隸か」の歴史的選擇を迫られ、「自由の圖版が急速に縮小」(四四八頁)しつつある現在、西洋人は大いに自覺して東西兩洋における反全體主義勢力を強化せねばならぬ。これが本書の現實的結論である(第十章)。

三

すでに一九三〇年代に、ウィットフォール氏は「東洋的社會」(“Oriental society”)の名のもとに中國の經濟社會を主要對象とする一連の研究を發表している⁽¹⁾。そしてそれは本書にいわゆる「水利社會」(“Hydraulic society”)の「中核」(“Core”)を問題とするものであった。「水利社會」の「中核」は國家管理による水利工事を農業生産の關鍵的課題としてもつため、そこにおける停滯的循環の説明は生産諸力の自然的基礎の不變という一點にかけて、彼の理論體系の中では可能となつていたのである。ところが、「東洋的社會」という従來の概念を本書において新たに「水利社會」という文化人類學的な類型概念でおき代えることにより、「封建社會」「工業社會」などとの比較が容易になると同時に、以前から「東洋的社會」の中に包含されていたインカやメキシコ等に加えてロシアまで東洋的デスポティズムの運動圏につつまこめるにいたつた。しかるにロシアは國家管理による水利工事を缺くのである。にもかかわら

ずそこに東洋的デスポティズムの官僚組織が発達したとなるとそれは従来の「水の理論」だけでは解決できなくなってきたことを意味するわけで、そのために「文化傳播の理論」が援用される。そしてまずデスポティズムが傳播されるための能働の側における前提として、水利工事という始發的契機から一應獨立自行する農業管理者の官僚制の側面が強調され、それが一旦形成されるや内部的力による崩壊はあり得ないことの確認に重點をうつしながらその停滞性を説明しているのである。

ところでここに二つの問題が生じてくる。その第一は、東洋的デスポティズムの諸制度が假に著者のいうように傳播されたとしても、受働の側にそれを受けとめ存続させるための主體的條件が存在しなくてはその制度は根づき得ない、ということである。しかるにモスコウ公國に關する著者の分析はもっぱら蒙古人による傳播という事實の證明にあてられていてそのような制度をささえ存続せしめる主體的な歴史的條件を明らかにしていない。

問題の第二は、東洋を停滞的社會と規定しそれを打破る力は、それ自體の中からは生れてこない、——とする著者の見解は、古典派經濟學者たちの西洋的偏向をかなり鋭く批判しながらもやはり上來みてきたごとく、西洋的價值規準から、西洋との比較によって東洋を類型的に把握する彼の視角から當然歸結されたものであって、東洋自體の中から發展の内部的力を探ろうとする東洋人の主體的問題意識とは矛盾する、ということである。一九三〇年代にウィットフォール氏をもふくめて國際

的規模で展開されたあのアジア的生產様式論争の一翼をなす中國における社會史論戰も、相次ぐ革命の失敗への反省にはじまり、正しい現状分析のために中國史を社會發展のかたちで體系的にとらえようとしていくつかの研究を生んだ（郭沫若・呂振羽等）。ただ、その場合、そのような彼等のころみに方法的規準を與えたのは、粗朴な形における史的唯物論のあの普遍的な發展段階の圖式であつたため、個別的實證的研究が進むにつれてそのような圖式では説明できない多くの問題が生じてくる。ともに、マルクスの草稿が発見されるにおよんでアジア的特徴が再認識され、生産力と生産關係の辨證法的發展の立場から中國史を發展史的にとらえようとするマルクス主義歴史家の中にも、侯外廬のごとく、アジアにおける奴隸制・封建制の特殊な形態という形で、特殊アジア的社會構成が、繼起的歴史發展との關連で新たに問題とされるにいたっているのである。

これを要するに、ウィットフォール氏のごとくアジアを停滞的社會として極端に類型化して把えると、例えば中國の今日の變改の過程は十分説得的には説明出来ないことになる。彼が鋭くその一面を別抉しているアジアの特殊的個性はしかし、西洋的價值規準からする（停滞）の一面においてではなく、アジアに内在する個有な（發展）との關連において主體的に把握せねばならないのであろう。そしてそれはアジアに住む人々に課されてくる今後の課題であらう。ウィットフォール氏にあっては「Beggars' Democracy」と規定し去られている民間秩序の再検討も、そのことと關連して重要な問題であらう。その

ような社會の二次的集團は必ずしもウィットフォージェル氏の如く、西歐的自由の尺度から、その自由の程度を測定する、ということだけでは、解釋できないさまざまな問題をふくんでいたのであって、西歐的社會の全構造關連とは異なつた構造のもとで、そのような民間の勢力や諸集團と國家權力・官僚層等との相互規定の仕方を追求して行けば、そこにまた別個の視野が開かれるのである。その意味で、アイゼンシュタットのウィットフォージェルに對する批判は一つの重要な問題を指摘しているといえる。ソ連・中共を「總體的國家奴隸制」とみなすウィットフォージェル氏は、本書の掉尾をヘロドタスの自由禮讚の美しい一文で飾っている。それはしかしアジアを「奴隸」とみなすものであるが、アジア人として私はゲルツェンのつぎのことばをかりて本稿をとじることにしたい。

『ヨーロッパがロシヤ人たちを奴隸であると言つて非難するときにはいつも、ロシヤ人たちは『だが諸君は、諸君は自由であるか?』と問う権利をもつであらう。』

(1) Wittfogel, K. A.; Wirtschaft und Gesellschaft

Chinas, Teil I, Leipzig, 1931. (平野義太郎監譯「解體過程にある支那の經濟と社會」全二冊(昭八)および1932~1938の間に發表された諸論文(森谷・平野共譯「東洋的社會の理論」昭一四)。

(2) 增淵龍夫「中國古代テニスボテニスムの問題史的考察」歴史學研究二二七、1959.

(3) Маркс, К.: формы, предшествующие капиталистическому производству. Москва, 1940. (飯田貫一譯「ブルクス・資本制生産に先行する諸形態」昭二四)

(4) 侯外廬「中國古代社會史論」昭二四。

(5) Eisenstadt, S. N. & Wittfogel: Oriental Despotism: A Comparative Review Article. The Journal of Asian Studies, Vol. XVII, No. 3, May 1958 所載。

(6) Герцен, А. И.: О развитии революционных идей в России, 1851. (ゲルツェン著金子幸彦譯「ロシヤにおける革命思想の發達」昭二五、p. 25)

(一九五九・五・一) (一橋大學大学院學生)